省　令

○法務省令第二十四号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この省令の」の下に「次条から第十七条までに」を加える。

第二条中「第八条」を「第九条」に改める。

第三条第五号中「措置」の下に「。ただし、法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う規制薬物等に対する依存の改善に資する訓練（以下「薬物依存回復訓練」という。）を除く。」を加える。

第六条第一項の表を次のように改める。

二、四九八円	東京都の区の存する地域
二、四四一円	町田市　国立市　大阪市
二、三八三円	さいたま市　八王子市　横浜市　府中市　崎市　川屋市　名古市　豊田市
二、三四五円	千葉市　津市　京都市　堺市　神戸市　奈良市　広島市　福岡市
二、二六九円	仙台市　たちなか市　宇都宮市　静岡市　甲府市　津市　泉佐野市
二、二一一円	札幌市　橋市　原市　前市　小田原市　富山市　金沢市　福井市　長野市　岐阜市　松本市　姫路市　歌山市　岡山市　豊橋市　崎市　北九州市　長崎市　和歌山市　本市　路市　岡市　山市　倉市　九州市
二、一五四円	上記以外の市及び町

同条第二項中「六百七十円」を「九百八円」に、「五百三十三円」を「六百五十円」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

一四六円	旭川市　帯広市　北見市	函館市　釧路市　網走市
一二九円		
一二四円		
九八円	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	

同条に次の一項を加える。

4　被保護者が、その自立に困難を伴うと認められるときは、相当の期間、第二項の額に、被保護者一人一日につき、二千三百円を加算する。

第七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「同号」を「同条」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「前条第一項」に、同項の表中「四二四、四一二円」を「三九二、四九七円」に、「四一三、六八一円」を「三八二、五七七円」に、「四〇二、九五〇円」を「三七二、六五七円」に、「三九五、七九六円」を「三六六、〇四三円」に、「三八一、四八八円」を「三五二、八一六円」に、「三七〇、七五七円」を「三四二、八九六円」に、「三六〇、〇二六円」を「三三二、九七五円」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「前条第二項」に、「一万千七百四十八円」を「一万千七百七十一円」に改め、同条第五項中「六千九十七円」を「六千百二円」に、「千百二十六円」を「千百二十七円」に改める。

第十四条中「第十二条」を「第八条、第十三条、第十四条、第十六条」に、「第十一条」を「第十二条」に、「及び第九条」を「、第八条及び第十条」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条の見出し中「職業訓練」を「職業訓練費」に、同条中「の実施」を「を委託したときは、これ」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（薬物依存回復訓練費）

第十七条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき八百七十九円とする。

第十二条の見出し中「巡回生活支援」を「自立準備支援」に、同条中「その宿泊場所を巡回して」を「自立準備のための支援として」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（薬物依存回復訓練費）

第十四条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき八百七十九円とする。

（宿泊場所を供与しないで行う措置の委託）

第十五条　更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対して、宿泊場所を供与しないで行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条及び第十七条に定めるところによる。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（薬物依存回復訓練費）

第八条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき八百七十九円とする。

別表中「別表（第八条関係）」を「別表（第九条関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

○外務省令第九号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条（見出しを含む。）中「ハーグ子奪取条約室」を「ハーグ条約室」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四及び第二十七条の五の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十八日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第一項中「第五条の四第四項」を「第五条の四第五項」に改め、同条第二項中「第五条の四第六項」を「第五条の四第七項」に改め、同